



埼玉県報

第 65 号
令和元年(2019年)
12月17日
火曜日

目次

告示

- 埼玉県朝霞地方庁舎ほか 69 施設で使用する電気に関する落札者等の公示 (管財課)
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除 (水環境課)
- 川口都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧 (みどり自然課)
- 救急病院等の申出の撤回 (医療整備課)
- 救急病院等の申出 (医療整備課)
- 救急病院等の申出 (医療整備課)
- 救急病院等の申出 (医療整備課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 保安林の指定の解除予定 (森づくり課)
- 坂戸都市計画道路の変更 (都市計画課)
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定 (出納総務課)
- 開発行為に関する工事の完了公告 (越谷建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告 (越谷建築安全センター)
- 県立病院の灯油 (2・3月分) の調達に関する入札公告 (経営管理課)
- 令和元年7月21日執行の参議院埼玉県選出議員選挙における選挙運動に関する収支報告書の訂正 (選挙管理委員会)

告 示

埼玉県告示第七百八十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年十二月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び予定数量

埼玉県朝霞地方庁舎ほか69施設で使用する電気 予定使用電力量21,132,495キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部管財課電気施設担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和元年10月10日

4 落札者の氏名及び住所

東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

5 落札金額

376,635,094円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和元年8月23日

告 示

埼玉県告示第七百八十二号

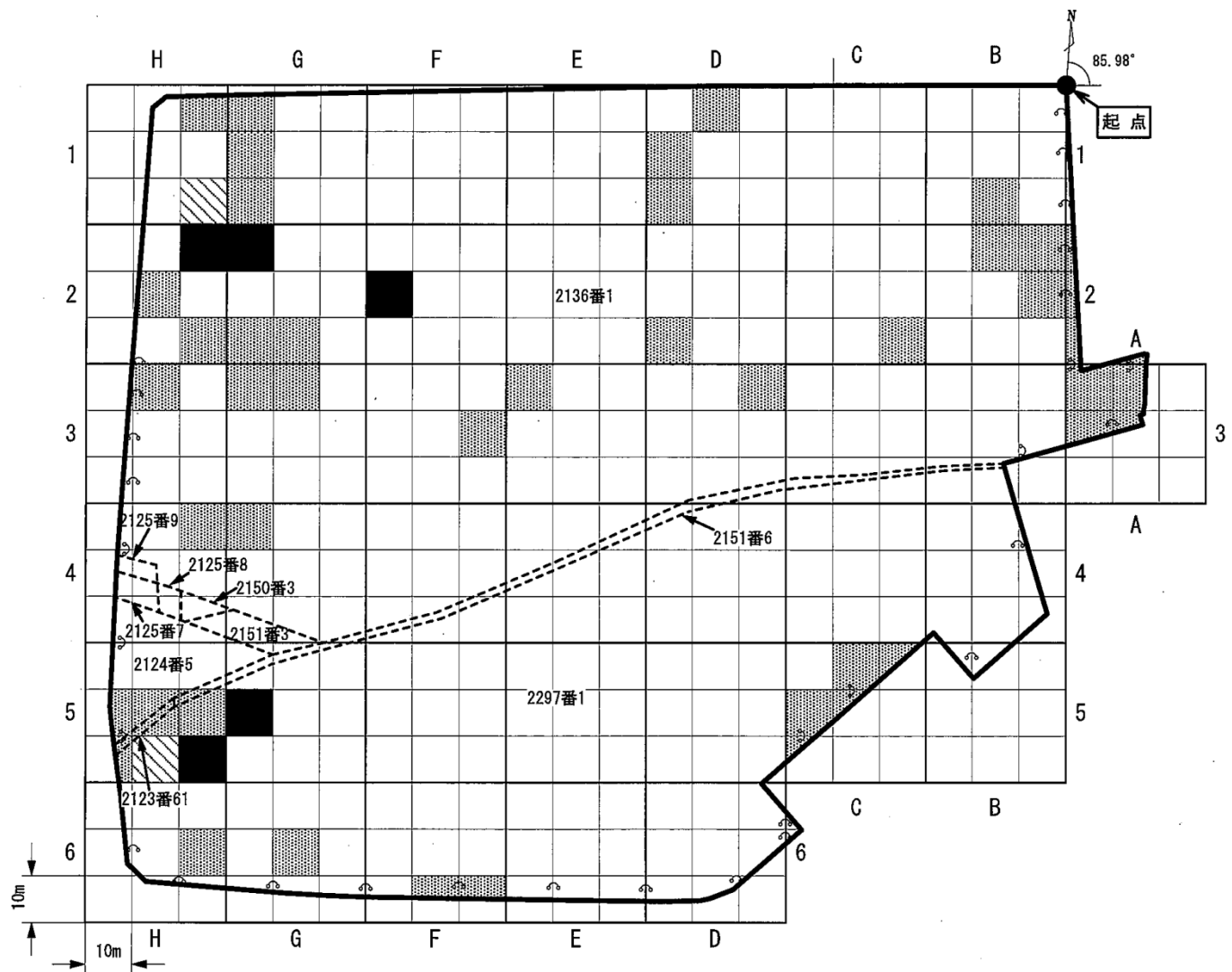
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和元年埼玉県告示第三百十四号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

令和元年十二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県本庄市南二丁目二千二百二十三番六十一の一部、二千二百三十六番一の一部及び二千二百九十七番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
クロロエチレン、一・一―ジクロロエチレン、シス―一・二―ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染状況調査の追完及び詳細調査の実施

別図



起点
 起点は埼玉県本庄市南二丁目
 2136番1の最北端とする

格子の回転角度 85.98°

- 形質変更時要届出区域を解除する区域
- トリクロエチレンのみ指定を解除する区域
- 形質変更時要届出区域
- 敷地境界
- 地番境界

告 示

埼玉県告示第七百八十三号

川口市から川口市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和元年十二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第七百八十四号

次の表の上欄に掲げる病院及び診療所は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所でなくなった。

令和元年十二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

病院及び診療所		撤回日
名称	所在地	
三浦病院	埼玉県富士見市下南畑三千百六十六番地	令和元年九月三十日
しらさきクリニック	埼玉県久喜市久喜新千百八十番地一	同右
医療法人社団豊栄会ほしあい眼科	埼玉県さいたま市緑区美園六丁目九番地十	令和元年十月三十一日
医療法人豊岡整形外科病院	埼玉県入間市豊岡一丁目八番三号	同右

告示

埼玉県告示第七百八十五号

次の表の上欄に掲げる病院及び診療所を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として令和元年十月一日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

令和元年十二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

病院及び診療所		有効期限
名称	所在地	
医療法人社団サンセリテ三浦病院 しらすきクリニック	埼玉県富士見市下南畑三千百六十六番地 埼玉県久喜市久喜新千百八十番地一	令和四年九月二日 同右

告示

埼玉県告示第七百八十六号

次の表の上欄に掲げる病院及び診療所を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として令和元年十一月一日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

令和元年十二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

病院及び診療所		有効期限
名称	所在地	
ほしあい眼科 医療法人豊岡整形外科病 院	埼玉県さいたま市緑区美園六丁目九番地十 埼玉県入間市豊岡一丁目七番十 六号	令和四年九 月二日 同右

告示

埼玉県告示第七百八十七号

次の表の上欄に掲げる病院及び診療所を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として令和元年十二月十七日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

令和元年十二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

病院及び診療所		有効期限
名称	所在地	
蕨市立病院	埼玉県蕨市北町二丁目十二番十八号	令和四年十二月十六日
医療法人慈公会公平病院	埼玉県戸田市笹目南町二十番十六号	同右
医療法人社団東光会戸田中央総合病院	埼玉県戸田市本町一丁目十九番三号	同右
医療法人財団啓明会中島病院	埼玉県戸田市下戸田二丁目七番十号	同右
社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会川口総合病院	埼玉県川口市西川口五丁目十一番五号	同右
医療法人安東病院	埼玉県川口市芝三丁目七番十二号	同右
医療法人健仁会益子病院	埼玉県川口市芝中田二丁目四十八番六号	同右
医療法人刀水会齋藤記念病院	埼玉県川口市並木四丁目六番六号	同右
社会医療法人社団大成会	埼玉県川口市大字東本郷二千二十六番地	同右
武南病院	埼玉県川口市西青木二丁目十五番十号	同右
寿康会病院	埼玉県川口市東川口二丁目十番八号	同右
医療法人社団協友会東川口病院		

朝霞厚生病院	埼玉県朝霞市大字浜崎七百三	令和四年十 二月十六日
医療法人社団武蔵野会新 座志木中央総合病院	埼玉県新座市東北一丁目七番二 号	同右
医療法人向英会高田整形 外科病院	埼玉県新座市野火止六丁目五番 二十号	同右
独立行政法人国立病院機 構埼玉病院	埼玉県和光市諏訪二番一号	同右
みずほ台病院	埼玉県富士見市西みずほ台二丁 目九番地五号	同右
医療法人梅原病院	埼玉県春日部市小渕四百五十五 番地一	同右
医療法人財団明理会春日 部中央総合病院	埼玉県春日部市緑町五丁目九番 四号	同右
医療法人社団全仁会埼玉 筑波病院	埼玉県北葛飾郡松伏町大字築比 地四百二十	同右
草加市立病院	埼玉県草加市草加二丁目二十一 番一号	同右
医療法人社団州山会広瀬 病院	埼玉県八潮市大字八條二千八百 四十番地一	同右
医療法人社団協友会吉川 中央総合病院	埼玉県吉川市平沼百十一番地	同右
越谷市立病院	埼玉県越谷市東越谷十丁目三十 二番地	同右
医療法人へブロン会大宮中 央総合病院	埼玉県さいたま市北区東大成町 一丁目二百二十七番地	同右
医療法人社団双愛会大宮 双愛病院	埼玉県さいたま市大宮区堀の内 町二丁目百六十番地	同右
医療法人明浩会西大宮病 院	埼玉県さいたま市大宮区三橋一 丁目千百七十三番地	同右
埼玉県立小児医療センター	埼玉県さいたま市中央区新都心 一番地二	同右

さいたま赤十字病院	埼玉県さいたま市中央区新都心一番地五	令和四年十月十六日
医療法人聖仁会西部総合病院	埼玉県さいたま市桜区大字上大久保八百八十四番地	同右
医療法人秋葉病院	埼玉県さいたま市南区根岸五丁目十三番十号	同右
医療法人博仁会共済病院	埼玉県さいたま市緑区原山三丁目十五番三十一号	同右
丸山記念総合病院	埼玉県さいたま市岩槻区本町二丁目十番五号	同右
岩槻中央病院	埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻二丁目二番地二十	同右
医療法人社団弘象会東和病院	埼玉県さいたま市緑区東浦和七丁目六番地一	同右
医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	埼玉県上尾市柏座一丁目十番十号	同右
医療法人藤仁会藤村病院	埼玉県上尾市仲町一丁目八番三十三号	同右
医療法人社団愛友会伊奈病院	埼玉県北足立郡伊奈町大字小室九千四百十九番地	同右
東松山医師会病院	埼玉県東松山市神明町一丁目十五番十号	同右
医療法人埼玉成恵会病院	埼玉県東松山市大字石橋千七百二十一番地	同右
小川赤十字病院	埼玉県比企郡小川町大字小川千五百二十五番地	同右
医療法人瀬川病院	埼玉県比企郡小川町大字大塚三十番地一	同右
医療法人関越病院	埼玉県鶴ヶ島市脚折百四十五番地一	同右
埼玉医科大学病院	埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷三十八番地	同右

医療法人豊仁会三井病院	埼玉県川越市連雀町十九番地三	令和四年十 二月十六日
医療法人武蔵野総合病院	埼玉県川越市大字大袋新田九百 七十七番地九	同右
社会医療法人社団尚篤会 赤心堂病院	埼玉県川越市脇田本町二十五番 地十九	同右
川越救急クリニック	埼玉県川越市大字古谷上千百十 六番地一	同右
独立行政法人国立病院機 構西埼玉中央病院	埼玉県所沢市若狭二丁目千六百 七十一番地	同右
防衛医科大学校病院	埼玉県所沢市並木三丁目二番地	同右
飯能中央病院	埼玉県飯能市稲荷町十二番七号	同右
佐瀬病院	埼玉県飯能市栄町十一番地二	同右
社会医療法人入間川病院	埼玉県狭山市祇園十七番二号	同右
原田病院	埼玉県入間市豊岡一丁目十三番 三号	同右
医療法人明晴会西武入間 病院	埼玉県入間市大字野田三千七十 八番地十三	同右
旭ヶ丘病院	埼玉県日高市大字森戸新田九十 九番地一	同右
医療法人社団弘人会中田 病院	埼玉県加須市元町六番八号	同右
医療法人十善病院	埼玉県加須市愛宕一丁目九番十 六号	同右
新井病院	埼玉県久喜市久喜中央二丁目二 番二十八号	同右
医療法人幸仁会堀中病院	埼玉県幸手市東三丁目一番五号	同右
医療法人社団哺育会白岡 中央総合病院	埼玉県白岡市小久喜九百三十八 番地十二	同右
埼玉慈恵病院	埼玉県熊谷市石原三丁目二百八 番地	同右

医療法人啓清会関東脳神 経外科病院 深谷赤十字病院	埼玉県熊谷市代千百二十番地	令和四年十 二月十六日
医療法人葵深谷中央病院 堀川病院	埼玉県深谷市上柴町西五丁目八 番地一 埼玉県深谷市原郷五百番地	同右
医療法人益子会（社団）児 玉中央病院	埼玉県本庄市本庄一丁目四番十 号 埼玉県本庄市児玉町児玉南三丁 目三番一号	同右

告示

埼玉県告示第七百八十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス北本本店

埼玉県北本市本宿一丁目九十八番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和二年八月四日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千四百九十四平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 七八台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四五台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 七二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一三・五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時五十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和元年十二月三日

二 縦覧期間

令和元年十二月十七日から令和二年四月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年十二月十七日から令和二年四月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第七百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）新田計画

埼玉県草加市旭町六丁目四百九十五番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 三枝富博

東京都千代田区二番町八番地八

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 三枝富博

東京都千代田区二番町八番地八

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和二年十月一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千二百二十一平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 八一台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一〇二台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 七二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二七立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 一か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和元年十一月二十八日

二 縦覧期間

令和元年十二月十七日から令和二年四月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年十二月十七日から令和二年四月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール上尾

埼玉県上尾市愛宕三丁目千八百八番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

イオンモール株式会社 代表取締役 吉田昭夫

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者

未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和二年八月四日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二万二千六百五十平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一七六八台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 六四八台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 七九三・四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一七六・三七立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前七時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から午後十一時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 五か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設Z01 午前六時から午後十時

荷さばき施設Z02 午前零時から午前六時

ト 届出年月日

令和元年十二月三日

二 縦覧期間

令和元年十二月十七日から令和二年四月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年十二月十七日から令和二年四月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第七百九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カインズ羽生店

埼玉県羽生市羽生都市計画事業岩瀬土地区画整理事業施工地区内百三十二街区一画地

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大規模小売店舗の設置者

株式会社カインズ 代表取締役 高塚正行

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社カインズ 代表取締役 高塚正行

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号 外三者未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和二年八月七日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一万二百四十平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 六九六台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二〇八台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 三九四・二九平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 七二・八六立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

カインズ棟 午前六時三十分から午後九時

店舗(一)、(二)、(三) 午前九時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 七か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和元年十二月六日

二 縦覧期間

令和元年十二月十七日から令和二年四月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年十二月十七日から令和二年四月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第七百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）フォルテ羽生岩瀬店

埼玉県羽生市羽生都市計画事業岩瀬土地区画整理事業施工地区内百四十街区
一画地の一部

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市膝折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市膝折千六百四十六番 外二者未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和二年八月七日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千二百十平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一七七台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一八九台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 三一六・二五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 四五・五三立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午前零時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 五か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和元年十二月六日

二 縦覧期間

令和元年十二月十七日から令和二年四月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年十二月十七日から令和二年四月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第七百九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）羽生市岩瀬複合商業施設計画

埼玉県羽生市羽生都市計画事業岩瀬土地区画整理事業施工地区内百八街区三十四画地

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ニトリ 代表取締役 白井俊之

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号

ダイワロイアル株式会社 代表取締役 原田健

東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ニトリ 代表取締役 白井俊之

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号 外二者未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和二年八月七日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

八千百五十九平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二三二台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一四四台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 四二一平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 九二・二立方メートル

へ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ニトリ棟 午前九時から午後九時

物販店舗一、物販店舗二 午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

ニトリ棟 午前八時三十分から午後九時三十分

物販店舗一、物販店舗二 午前八時三十分から午後十時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 八か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時

ト 届出年月日

令和元年十二月六日

二 縦覧期間

令和元年十二月十七日から令和二年四月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年十二月十七日から令和二年四月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百九十四号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和元年十二月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 解除に係る保安林の所在場所
埼玉県入間市大字新光二一六
- 二 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

告 示

埼玉県告示第七百九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、坂戸都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和元年十二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第七百九十六号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年十二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県川越市大字笠幡四千四番地二 笠幡グリーンパーク六号棟三〇六号室

船崎 寛幸

二 指定年月日

令和元年十二月十二日

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和元年十二月十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

一 許可番号

令和元年十一月十九日

指令越建セ第三〇〇〇二七一号

二 検査済証番号

令和元年十二月十二日

越建セ第三五五一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字宮東九百四十五番五、九百四十六番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台東一丁目十二番地十七 セルアーモ高野台石川二

〇三

島村 軒一

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和元年十二月十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

一 許可番号

令和元年十二月五日

指令越建セ第三〇〇〇二九一号

二 検査済証番号

令和元年十二月十二日

越建セ第三五六―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字東三百三十番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町東姫宮二丁目三番六号 スパッテイハイツB二〇二

川合 久乃

告 示

埼玉県病院事業告示第二十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年十二月十七日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

1 調達内容

(1) 購入案件名及び予定数量

県立病院で使用する灯油（2・3月分）

JIS 1号 126,200リットル

(2) 購入案件の仕様等

物品購入仕様書及び入札説明書による。

(3) 履行期間

令和2年2月1日から令和2年3月31日まで

(4) 納入場所

ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2 埼玉県立精神医療センター

(5) 一連の調達契約に関する事項

最初の契約に係る入札公告日

平成31年2月1日

(6) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、
物品購入仕様書及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 石井

電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 物品購入仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する。(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札説明会の有無

無

- (4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から令和2年
1月24日午後2時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年1月23日午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 令和2年1月24日午後2時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望単価に予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札への参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、必要な書類を令和2年1月8日午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を、登録を希望する月の前月5日（5日が土日祝日の場合は次の平日）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出し、入札参加に必要な資格を取得すること。年度末等、登録申請期限が変更となる場合があるので、必ず事前に「電子入札総合案内」又は上記入札審査課で確認すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Kerosene JIS(No.1) 126,2000

(2) Time-limit for tender:

2:00 p.m. January 24, 2020 (Bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. January 23, 2020)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5985

告示

埼玉県選管告示第六十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された令和元年七月二十一日執行の参議院埼玉県選出議員選挙の候補者藤田千絵の選挙運動に関する収支報告書に関し、令和元年十一月二十九日に出納責任者鈴木裕子から訂正する旨の報告があったので、令和元年十一月五日付け埼玉県選管告示第六十一号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

令和元年十二月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田 徳治

ページ	表中	行	
+	収入	十一	
誤	今回計		9,266,280 円
正	その他の収入		72,320 円
	今回計		9,338,600 円
誤	ページ	表中	行
+	収入	十二	
誤	総計		9,266,280 円
正	総計		9,338,600 円
誤	ページ	表中	行
+	支出	二	
誤	人件費		515,500 円
正	人件費		645,500 円
誤	ページ	表中	行
+	支出	七	
誤	交通費		24,326 円
正	交通費		49,376 円
誤	ページ	表中	行
+	支出	十一	
誤	食糧費		175,162 円
正	食糧費		285,100 円

ページ	表中	行	
十	支出	十三	
雑費			3,963,812 円
雑費			4,172,894 円

ページ	表中	行	
十	支出	十四	
今回計			16,605,957 円
今回計			17,080,027 円

ページ	表中	行	
十	支出	十五	
総計			16,605,957 円
総計			17,080,027 円